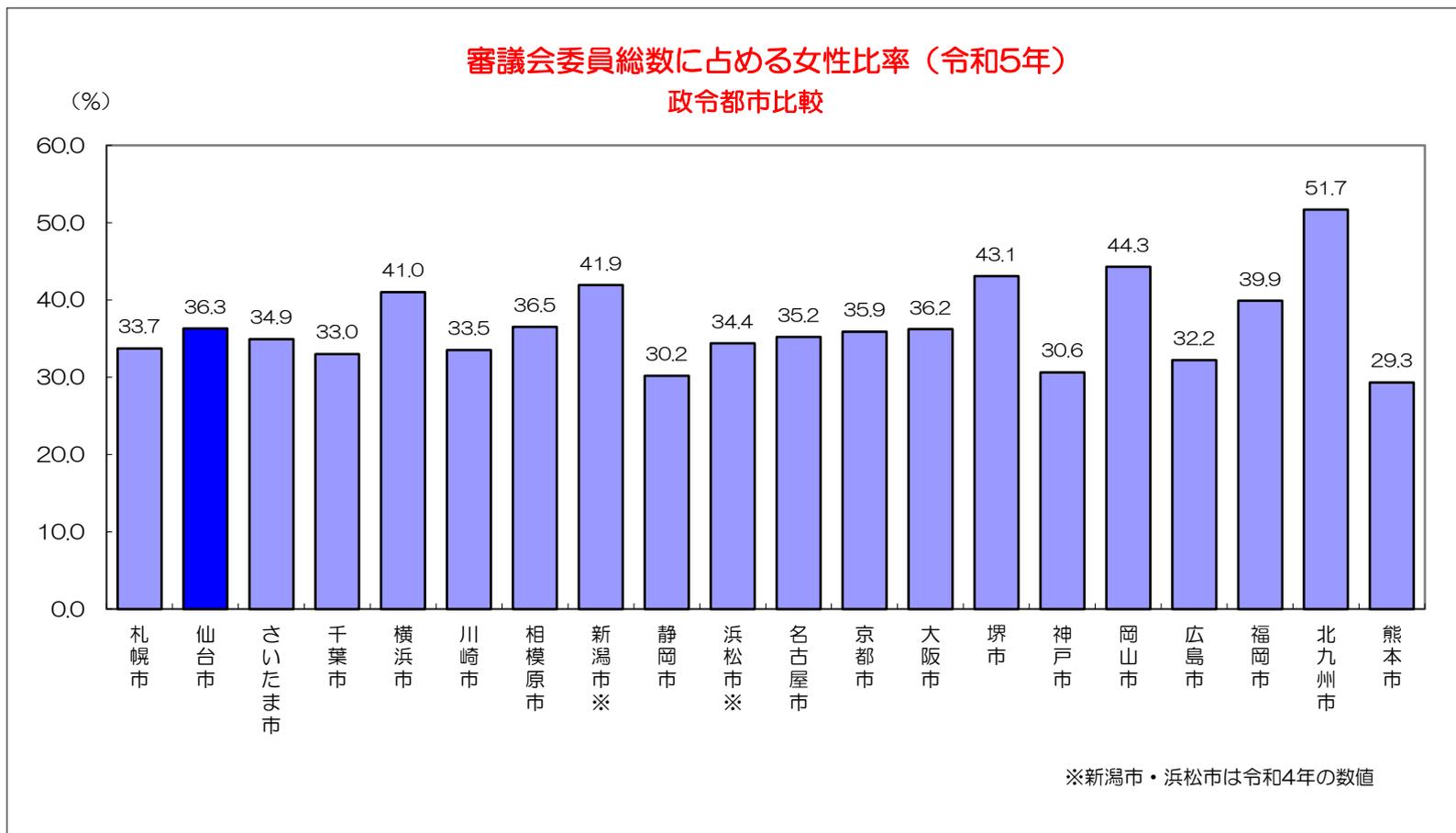


# 審議会等における女性委員の割合（政令指定都市）



## 5-2-2 目標設定の対象である審議会等委員への女性の登用（政令指定都市）

政令指定都市	目標値（目標期限）	目標の対象である審議会等			調査時点
		審議会等数	うち女性委員を含む審議会等数	審議会委員総数に占める女性比率 (%)	
札幌市	40 %（令和9年度まで）	87	87	33.7	令和5年3月31日
仙台市	令和5年度末までに40%を達成し、さらに向上を図る	140	138	36.3	令和5年3月31日
さいたま市	42 %（令和5年度まで）	161	158	34.9	令和5年3月31日
千葉市	令和9年度までに40%以上60%以下	105	102	33.0	令和5年4月1日
横浜市	令和7年度まで女性割合40%未満の附属機関数30機関（3人以下の附属機関除く）	190	189	41.0	令和5年4月1日
川崎市	40 %（令和7年度まで）	270	249	33.5	令和5年6月1日
相模原市	40 %（令和9年度まで）	164	146	36.5	令和5年3月31日
新潟市	45 %（令和7年度まで）	168	168	41.9	令和4年7月1日
静岡市	40 %（令和12年度まで）	131	116	30.2	令和5年4月1日
浜松市	35 %（令和6年度まで）	64	58	34.4	令和4年8月1日
名古屋市	令和7年度まで40%以上60%以下	92	90	35.2	令和5年4月1日
京都市	令和8年度まで70%附属機関等のうち、男女いずれの登用率も35%以上である附属機関等の割合が70%以上	215	215	35.9	令和5年3月31日
大阪市	40 %（令和7年度まで）	100	97	36.2	令和5年4月1日
堺市	45 %（令和8年度まで）	73	72	43.1	令和5年4月1日
神戸市	40 %（令和7年度まで）	170	132	30.6	令和5年3月31日
岡山市	男女いずれかの一方の委員の総数が10分の4未満にならないように選任しなければならない。	63	63	44.3	令和5年4月1日
広島市	令和7年度まで40%審議会委員における女性の割合を増やす	74	74	32.2	令和5年4月1日
福岡市	40 %（令和7年度まで）	50	34	39.9	令和5年8月1日
北九州市	令和5年度までに、附属機関ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す	75	75	51.7	令和5年6月1日
熊本市	40 %（令和8年度まで）	150	127	29.3	令和5年3月31日

資料：内閣府男女共同参画局 令和5年度「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
\*対象の審議会等であっても調査時点で設置されていない、もしくは委員の任命を行っていない審議会等は含まれない。